

労働基準広報 2015 No.1845 2/21

CONTENTS

新実務シリーズ 人事異動の法律ルールと実務Q & A—— 6

第2回・人事異動の共通知識② ～コース別雇用管理の留意点・男女差別の禁止など～

新企画

募集・採用・昇進・職種変更の際の合理的な理由のない転勤要件は禁止

今回は、コース別雇用管理とその留意点、グループ経営における人事労務管理などについて解説する。労働者の募集・採用・昇進・職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは「間接差別」として均等法で禁止されている。均等法では、①募集・採用に当たって、身長、体重または体力を要件とする、②募集・採用・昇進・職種変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とする、③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とする——の措置を合理的な理由なく講じることが「間接差別」として限定列举されている。

(労務コンサルタント・布施直春)

● 解釈例規物語⑥ ————— 18

第32条、第35条関係

旅行時間 — その1 —

前回は、「業務遂行に伴う移動時間」について解説した。今回は、そのような一定範囲の営業区域内における移動時間ではなく、長距離出張の場合の移動時間（ここでは「旅行時間」ということにする。）について考えることとする。

(中川恒彦)

● 裁判例から学ぶ予防法務〈第6回〉—— 28

学校法人尚美学園事件

(東京地裁 平成24年1月27日判決)

前職でのパワハラ等の不告知を理由とする解雇

前職の退職理由を重視するならば採用選考の段階で確認しておくべき

(弁護士・井澤慎次)

● NEWS ————— 1

(労政審・若者雇用対策の充実を塩崎厚労相に建議) マッチングの向上を図る認定制度の創設を/(26年の労働災害の速報値まとまる) 死亡者数は前年同期比1.5%増の969人に/(27年度の雇用保険料率は据え置き) 一般の事業は1.35%、建設の事業は1.65%に/ほか

● 労働局ジャーナル ————— 39

奈良労働局が働き方改革推進本部を設置し長時間労働削減などの「働き方改革」を推進 [奈良労働局]

● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ● 労務資料 平成26年賃金引上げ等の実態調査結果①～賃金の改定状況等～ — 42 ● わたしの監督雑感 三重・伊勢労働基準監督署長 小野紀孝 — 54 ● 今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

労働基準法 [退職前の年休消化中に新たな年休が発生] 退職日変更を拒否したい — 48 弁護士・新弘江

解雇・退職 [1年後を退職日とする退職届け] 退職日の前倒しは可能か — 50 弁護士・岡村光男

訴訟・紛争 [解雇無効の判決出た際の賃金請求権] 得ていた収入控除できるか — 52 弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内